

議案第 57 号

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成19年9月7日

生駒市長 山下 真

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例（平成7年9月生駒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例第2

条の規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。